

資料編

1 プラン策定の経過

(1) 墨田区資源環境審議会

審議経過

開催日	審議事項
令和7年7月4日	・第三次すみだ環境の共創プラン策定に係る基本的な考え方について
令和7年11月13日	・「第三次すみだ環境の共創プラン」(案)について
令和8年2月2日	・「第三次すみだ環境の共創プラン」について

墨田区資源環境審議会名簿

選出区分	役職	氏名	所属等
学識経験者	会長	萩原 なつ子	独立行政法人国立女性教育会館 理事長
	副会長	日置 雅晴	神楽坂キーストーン法律事務所 弁護士
	副会長	見山 謙一郎	昭和女子大学人間社会学部現代教養学科 教授
		江尻 京子	多摩ニュータウン環境組合 リサイクルセンター長
		三輪 正幸	千葉大学環境健康フィールド科学センター 助教
事業者 ・ 団体		天野 純子	東京ガス株式会社 東京東支店長
		戸屋 輔	東京電力パワーグリッド株式会社 江東支社長
		染谷 真央	アサヒユウアス株式会社OneAsahiユニットリーダー
		神谷 守	東京都鍍金工業組合 向島支部長
		廣田 健史	東京商工会議所 墨田支部
		井上 佳洋	墨田区商店街連合会 事務局長
		宇仁菅 伸介	公益財団法人 廃棄物・3R 研究財団 専務理事
区民		山本 耕平	NPO 法人 雨水市民の会 理事長
		小木曾 清三	公募区民
		平田 一真	公募区民
		真鍋 文朗	公募区民
		横井 貴広	公募区民
区議会議員		吉野 潤一	公募区民
		はねだ 福代	墨田区議会地域産業都市委員会 委員長
	甲斐 まりこ	墨田区議会地域産業都市委員会 副委員長	

(2) すみだ環境共創区民会議

審議経過

開催日	審議事項
令和7年8月22日	・第三次すみだ環境の共創プランに係る基本的な考え方について
令和7年9月26日	・第三次すみだ環境の共創プランの策定について

すみだ環境共創区民会議名簿

選出区分	役職	氏名	所属等
環境保全活動に実績のある区民及び事業者	会長	宇田川 明	環境保全活動に実績のある区民
		森下 香洋子	環境保全活動に実績のある区民
		平野 知子	東京電力パワーグリッド株式会社 江東支社
		正田 萌華	東京ガス株式会社 東京東支店
		小木曾 清三	環境保全活動に実績のある区民
環境団体の構成員	副会長	門倉 美雪	緑と花のサポーター
		佐原 滋元	NPO 法人 雨水市民の会
		笠貫 昇	すみだ景観フォーラム
		小林 茂美	エコライフサポーター
		木股 里穂	エコンチェルト
		牛久 光次	NPO 法人 寺島・玉ノ井まちづくり協議会
公募による区民及び区長が必要と認める者		佐野 まさ子	公募区民
		碓氷 喜信	公募区民
	副会長	松村 拓也	公募区民
	副会長	石井 裕二	公募区民
		大垣 昌之	公募区民
		河田 雅司	公募区民
		橋本 玲子	公募区民
	副会長	真鍋 文朗	公募区民
		小河原 豊	公募区民





2 すみだ環境基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 区の実環境の共創に関する総合的施策（第7条—第15条）

第3章 基本施策の推進体制（第16条—第21条）

第4章 雑則（第22条）

付則

墨田区は、隅田川や荒川のほか、中小内河川が区内を縦横に流れる豊かな水環境を有している。これらの河川は、かつての汚染が、公害規制の強化等により現在では魚が生息できるほどにまで水質が改善され、隅田川の花火大会やレガッタなど、川とは切り離せない伝統行事が復活し、多くの人々が水辺に集うようになった。

また、区民同士のふれあいや下町情緒に彩られた心温まるコミュニティは、人と地域と環境にやさしいまちづくりの基本となる墨田区の財産である。

さらに、人々が働き、暮らす場所が一体となった「職住近接」は、ものづくりのまちとしての墨田区の特徴を表しており、地域に根ざした中小企業が環境問題に取り組んでいく姿勢は、地域に影響を及ぼし、環境と調和した経済活動を可能とするものである。

私たち墨田区民は、より良い環境のもとに、健康で安全かつ快適な生活を営む権利を持っている。さらに、より良い環境が与えてくれた恩恵を未来に引き継ぎ、環境に関する不断の学習と、これに取り組む人材の育成を行う責務を有している。

このような考えのもと、環境行政の推進に当たっては、区、区民及び事業者等が協働し、より良い環境の維持、回復及び創造並びに環境との共生に取り組めるよう、基本的施策を定め、その積極的な推進を図ることを目指し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の維持、回復及び創造並びに環境との共生について基本理念を定め、区、区民、事業者及び滞在者の責務を明らかにし、環境に係る施策の基本的事項を定めることにより、それらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来における良好で安全かつ快適な環境を確保し、地球環境の保全に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の共創 良好で安全かつ快適な環境の維持、回復及び創造並びに環境との共生をいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の共創を図るうえで支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 区民 区内に在住し、在勤し、又は在学する個人をいう。
- (4) 事業者 区内において事業活動を行う団体及び個人をいう。
- (5) 滞在者 観光、仕事等で一時的に区内を訪れる個人をいう。

（基本理念）

第3条 環境の共創は、区民及び事業者が環境に関する十分な情報を知り、環境に係る施策の決定等に参画することを通じ、良好で安全かつ快適な環境のもとで生活する権利を実現できるように行われなければならない。

2 環境の共創は、すべての者が環境への負荷を与えていることを認識し、地域のコミュニティを生かしつつ、互いに協働し、配慮し合うことにより進められなければならない。

(区の責務)

第4条 区は、環境への負荷の低減に努めるとともに、区の計画及び施策について区民及び事業者と協働して環境の共創を推進するという観点から総合的かつ計画的に定め、その推進体制を整備しなければならない。

2 区は、区民及び事業者が地域のコミュニティを生かしつつ、環境の共創に取り組むことができるよう、必要な支援を行うとともに、地域において環境の共創に関する活動を担う人材の育成に努めるものとする。

(区民及び事業者の責務)

第5条 区民及び事業者は、日常生活及び事業活動が環境への負荷を与えていることを認識し、環境への配慮を行うとともに、身近な環境を常に見つめつつ、地域のコミュニティを生かし、環境の共創を図るように努めなければならない。

2 区民及び事業者は、環境の共創に必要な学習等に積極的に取り組み、区とともに、地域において環境の共創に関する活動を担う人材の育成に努めるものとする。

3 区民及び事業者は、区が実施する環境の共創に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(滞在者の責務)

第6条 滞在者は、区が実施する環境の共創に関する施策に協力することにより、人と地域に配慮し、環境への負荷の低減に努めるものとする。

第2章 区の環境の共創に関する総合的施策

(環境基本計画)

第7条 区長は、環境の共創に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境基本計画を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 環境の共創に関する目標

(2) 環境の共創に関する施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の共創に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 区長は、環境基本計画の策定に当たっては、あらかじめ、第16条第1項に規定する墨田区資源環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 区長は、必要があると認めるときは、環境基本計画の策定に関し、第20条第1項に規定するすみだ環境共創区民会議の意見を聴くことができる。

5 区長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

6 第2項から前項までの規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(区民及び事業者への支援)

第8条 区は、区民及び事業者が行う環境の共創に関する活動に対する適切な情報の提供に努めるほか、次に掲げる事項に対し支援を行うものとする。

(1) 区民及び事業者が行う環境の共創に関する活動

(2) 区民及び事業者に適切な指導及び助言を行うための専門的知識を有する者の派遣

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の共創に関する必要な事項

(環境学習の推進)

第9条 区は、区民及び事業者が環境の共創に関し理解を深め、自主的な活動を実践できるよう、学校教育、生涯学習等あらゆる場を活用し、積極的に環境学習の推進を図るものとする。

2 区民及び事業者は、環境の共創について理解を深めるとともに、正確な知識を修得し、環境の共創に関する活動を推進するために、積極的に環境学習に努めるものとする。

(大学等教育研究機関との連携)

第10条 区は、大学等教育研究機関と連携して、区民及び事業者の環境の共創に関する活動の促進について、指導し、又は助言する人材の育成に努めるものとする。





2 区、区民及び事業者は、環境の共創に向けた地域の課題を解決するため、大学等教育研究機関と共同して研究開発に努めるものとする。

(豊かな都市生活環境の維持、誘導的措置等)

第11条 区は、環境の共創に資する区民の健康で安全かつ快適な生活を実現するため、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動等による被害を防止し、豊かな都市生活環境の維持等に努めるものとする。

2 区は、区民及び事業者が環境の共創を図るための施設整備その他の適切な措置を行うよう誘導することに努めるものとする。

3 区は、環境の状況を的確に把握し、必要な監視、測定及び調査に努めるものとする。

(環境の共創に向けた適切な指導等)

第12条 区長は、必要と認めるときは、環境の共創に関し、関係者に対して説明若しくは報告を求め、又は必要な指導、助言若しくは勧告を行うことができる。

(自然環境の保全及び創出)

第13条 区は、区民の生活に潤いと安らぎを与える緑地や水辺の保全及び創出に努めるものとする。

(資源循環の促進)

第14条 区は、環境への負荷の低減を図るため、施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に努めるものとする。

(1) 節水等資源及びエネルギーの節約並びに廃棄物の減量化の促進

(2) 雨水の有効利用及び資源の循環的利用

(3) 積極的な環境配慮型製品の購入

(4) エネルギーの有効利用

2 区は、区民及び事業者による環境への負荷の低減を図るため、前項各号に掲げる事項についての施策を推進するとともに、区民及び事業者に対し適切な支援を行うものとする。

(地球環境の保全)

第15条 区は、地球温暖化防止等地球環境の保全のために必要となる施策の策定及び推進に努めなければならない。

2 区民及び事業者は、日常生活及び事業活動が地球環境の悪化につながる可能性があることを認識し、区と協働して、地球環境の保全に努めるものとする。

第3章 基本施策の推進体制

(資源環境審議会)

第16条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、区長の附属機関として、墨田区資源環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 環境の共創に関する基本的事項

(3) 一般廃棄物の減量等及び資源の循環的利用に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

3 審議会は、環境の共創に関し、区長に意見を述べることができる。

4 審議会は、学識経験を有する者、区議会議員、区民及び事業者その他必要があると認める者のうちから、区長が委嘱する20人以内の委員で組織する。

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、墨田区規則(以下「規則」という。)で定める。

(国及び他の地方公共団体との連携)

第17条 区は、地球環境の保全その他広域的な取組を必要とする施策の実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と連携するよう努めるものとする。

(団体との連携)

第18条 区は、環境の共創に関する活動が促進されるように、区民及び事業者が組織する団体と連携するとともに、当該団体が自発的に行う活動に対し、必要に応じ支援を行うものとする。

(事業者が行う環境の共創の促進)

第19条 事業者は、事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るため、自主的に行う環境の共創に向けた方針の策定及び目標の設定並びにこれらの実施及び実施状況の点検等、環境配慮型の経営に資する仕組みづくりに努めるものとする。

2 区は、事業者が行う環境配慮型の経営に資する仕組みづくり及び環境配慮型製品の開発又は製造その他の環境の共創に資する事業活動に対し、必要な支援を行うものとする。

(すみだ環境共創区民会議の設置)

第20条 区における環境の共創に関する施策を総合的に推進するため、すみだ環境共創区民会議（以下「区民会議」という。）を置く。

2 区民会議は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 環境基本計画のうち、区民及び事業者の活動と区の施策との整合性に関し協議すること。
- (2) 環境の共創に関する実践活動を行うこと。
- (3) 環境の共創の推進について、必要に応じ区長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、環境の共創の推進に当たっての重要な事項に関し協議すること。

(区民会議の組織及び運営)

第21条 区民会議は、公募による区民並びに環境団体、環境保全活動に実績のある区民及び事業者の中から区長が委嘱する者その他区長が必要と認める者25人以内で構成する。

2 区は、区民会議の円滑な運営のため、必要な資料の提出、関係者の出席その他必要な協力を行うものとする。

3 前2項に定めるもののほか、区民会議の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

(委任)

第22条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現にあるすみだ環境区民会議は、第20条の規定により設置するすみだ環境共創区民会議とみなす。ただし、委員の任期は、平成19年3月31日までとする。

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の墨田区環境審議会の設置に関し必要な手続、準備行為等は、施行日前においても、この条例の規定の例により行うことができる。

付 則

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日以降の墨田区資源環境審議会の設置に関し必要な手続、準備行為等は、同日前においても、この条例による改正後のすみだ環境基本条例の規定の例により行うことができる。

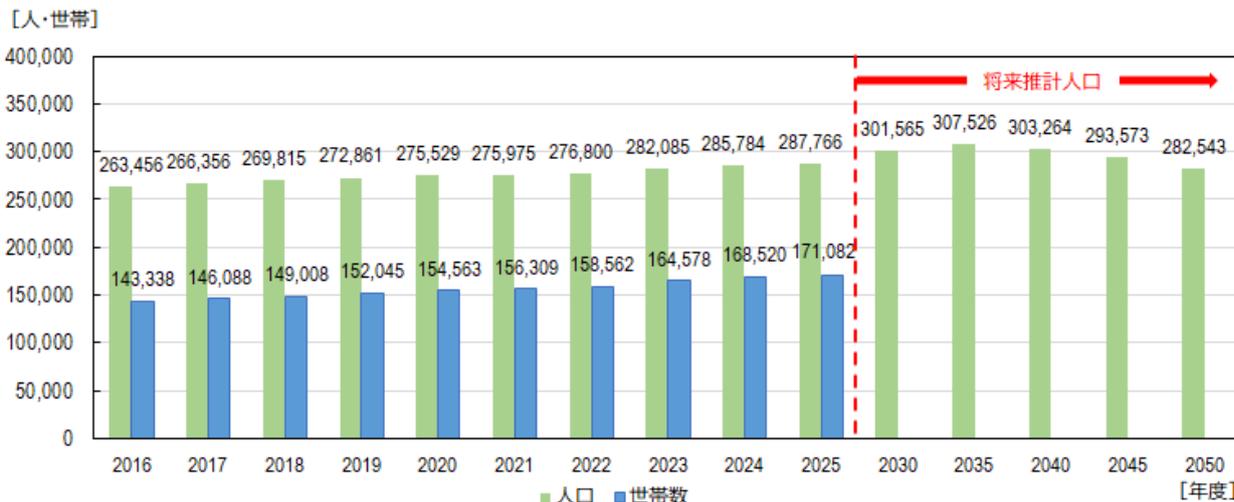


3 墨田区の地域概況

人口

本区の人口及び世帯数は増加傾向にあり、2025（令和7）年4月1日現在、人口 287,766 人、世帯数 171,082 世帯となっています。

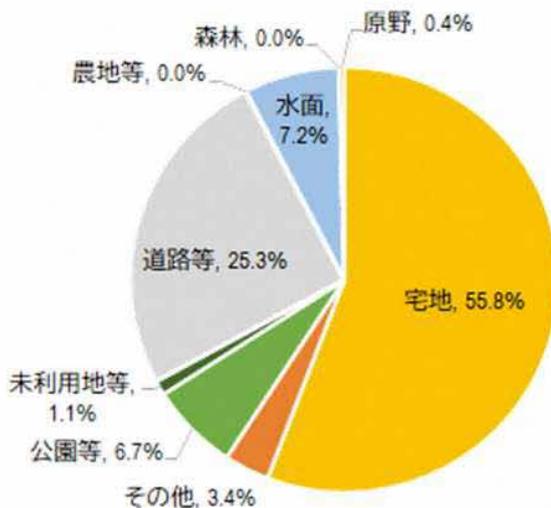
2024（令和6）年度に行った将来人口の推計では、2035（令和17）年にピークを迎え、307,526 人となった後は減少に転じ、2050 年には 282,543 人になると見込まれています。



土地利用状況

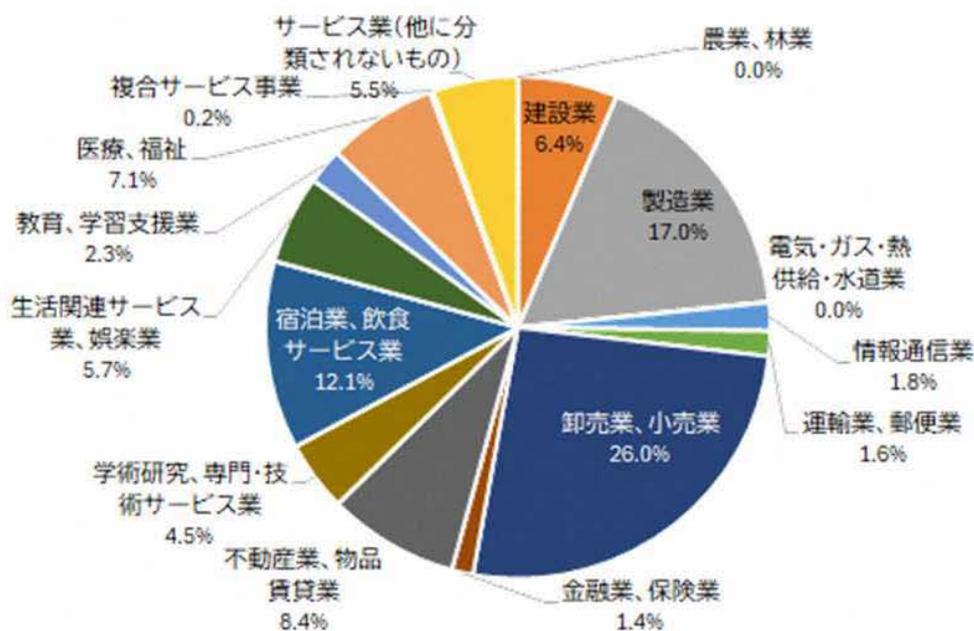
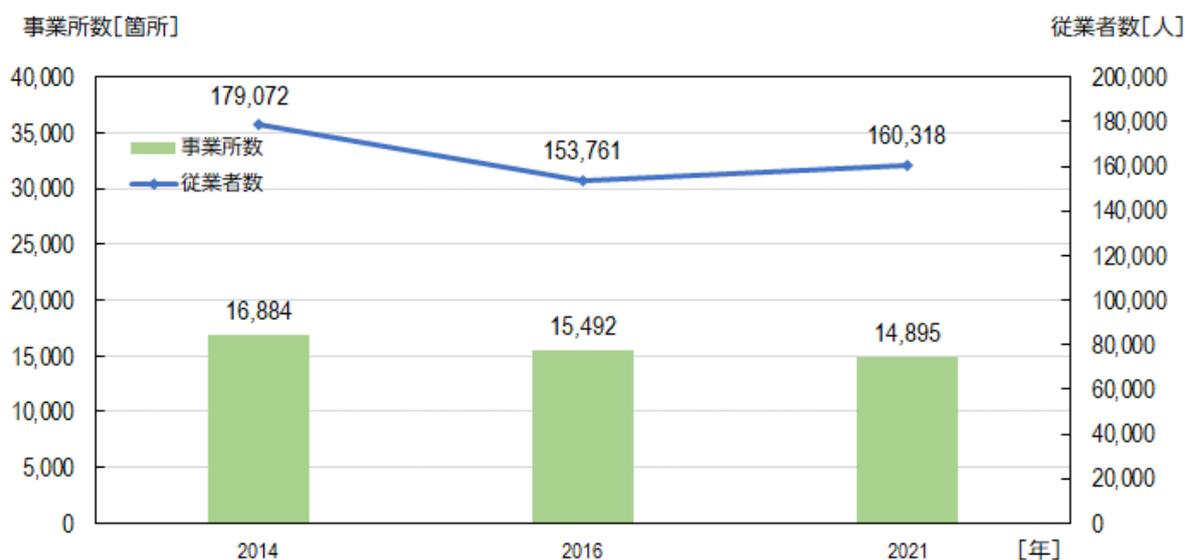
本区の土地利用比率は、宅地が 55.8%と最も多く、次いで道路等、水面となっており、特に道路等と水面は 23 区の中でも 5 番目に割合が多くなっています。

2023（令和5）年の住宅総数は約 175,000 戸ですが、その数は 2003（平成15）年からの 20 年間でおよそ 1.6 倍に増加しており、住宅建設が一層急増しています。



産業

本区の2021（令和3）年の全事業所数は14,895箇所、従業者数は160,318人となっています。事業所数を産業分類別で見ると、卸売業、小売業が26.0%と最も多く、製造業が17.0%と続いています。



出典：経済センサス活動調査





4 温室効果ガス排出量の現状と削減見込量

(1) 対象とする温室効果ガスと部門

■ 対象とする温室効果ガス

本計画で対象とする温室効果ガスは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第2条第3項に基づき、以下の7物質とします。

温室効果ガスの種類	地球温暖化係数※	用途・排出源
二酸化炭素 (CO ₂)	1	化石燃料の燃焼等
メタン (CH ₄)	25	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立て等
一酸化二窒素 (N ₂ O)	298	燃料の燃焼、工業プロセス等
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs※)	1,430	スプレー、エアコンや冷蔵庫等の冷媒、化学物質の製造プロセス等
パーフルオロカーボン類 (PFCs※)	7,390	半導体の製造プロセス等
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	22,800	電気の絶縁体等
三ふっ化窒素 (NF ₃)	17,200	半導体の製造プロセス等

※二酸化炭素 (CO₂) 「1」を基準として、各温室効果ガスの温室効果の強さを数値化したもの
例えば地球温暖化係数が「25」のメタン (CH₄) では、メタン1トン分の温室効果の強さが二酸化炭素 (CO₂) 25トン分に相当します。

※HFCsとPFCsは複数の化合物の総称であり、それぞれ化合物によって異なる地球温暖化係数を持ちます。
表中の数値は代表的な化合物の値を示しています。

■ 対象とする部門

本計画は墨田区全域において、産業部門、業務部門、家庭部門、運輸部門、廃棄物部門の5部門を対象とします。

部門	主な排出源
産業部門	農業、建設業、製造業
業務部門	産業部門、運輸部門に属さない企業・法人の事業活動
家庭部門	家庭内での電気、ガス、灯油等のエネルギー消費
運輸部門	個人や事業者の自動車利用、鉄道による輸送・運搬
廃棄物部門	石油から生成されたビニール、プラスチック合成繊維等の焼却

(2) 温室効果ガス排出量の算定方法等

■ 墨田区のエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量の基本データ

墨田区のエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量の実績値は、23区共通の算定方法である「オール東京62市区町村共同事業『みどり東京・温暖化防止プロジェクト』」による「温室効果ガス排出量（推計）算定結果」を用いています。

■ 墨田区の温室効果ガス排出量の将来予測方法（BAU 推計値）

「基本目標1 ゼロカーボンシティすみだの実現」における温室効果ガス排出量削減目標の設定の際のBAU 推計値の各部門の将来予測方法は以下の通りです。

温室効果ガス種別	部門	エネルギー消費量のBAU 推計方法	温室効果ガス排出量のBAU 推計方法
二酸化炭素	産業部門	農業	左記の推計値に炭素集約度（各業種のエネルギー消費量当たりのCO ₂ 排出量）を乗じて推計
		建設業	
		製造業	
	業務部門	近年の活動量（業務用床面積）の対前年度増加率の相乗平均と近年のエネルギー原単位（業務用床面積当たりのエネルギー消費量）の対前年度増加率の相乗平均を用いて推計	左記の推計値に炭素集約度（業務部門のエネルギー消費量当たりのCO ₂ 排出量）を乗じて推計
	家庭部門	近年の活動量（世帯数）の対前年度増加率の相乗平均と近年のエネルギー原単位（世帯当たりのエネルギー消費量）の対前年度増加率の相乗平均を用いて推計 ※2036年度以降の世帯数は将来人口推計結果の人口の減少に伴い減少として推計	左記の推計値に炭素集約度（家庭部門のエネルギー消費量当たりのCO ₂ 排出量）を乗じて推計



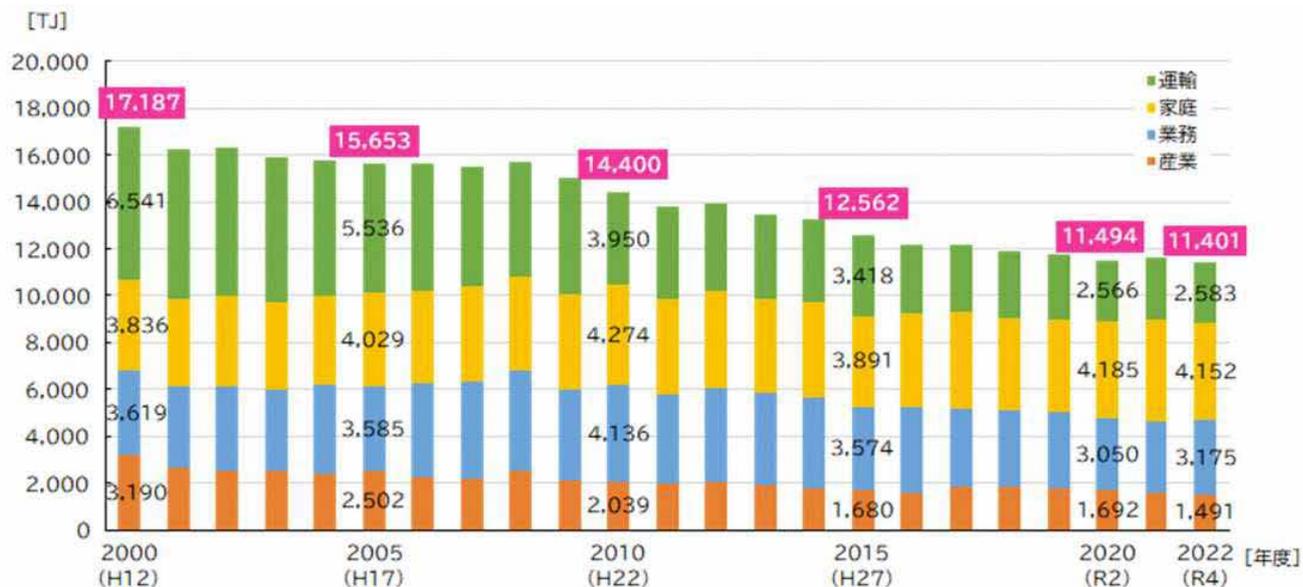


温室効果ガス種別	部門		エネルギー消費量のBAU 推計方法	温室効果ガス排出量のBAU 推計方法
二酸化炭素	運輸部門	自動車	近年の活動量（走行量）の対前年度増加率の相乗平均と近年のエネルギー原単位（走行量当たりのエネルギー消費量）の対前年度増加率の相乗平均を用いて推計	左記の推計値に炭素集約度（各輸送手段のエネルギー消費量当たりのCO ₂ 排出量）を乗じて推計
		鉄道	近年の活動量（乗降者人員）の対前年度増加率の相乗平均と近年のエネルギー原単位（乗降者1人当たりのエネルギー消費量）の対前年度増加率の相乗平均を用いて推計	
	廃棄物部門		—	近年の活動量（CO ₂ 起源焼却ごみ量）の対前年度増加率の相乗平均を用いた活動量の推計値と近年のCO ₂ 原単位（CO ₂ 起源焼却ごみ量当たりのCO ₂ 排出量）の相乗平均を用いたCO ₂ 原単位の推計値を乗じて推計 ※プラスチック資源回収に伴い、2024年度以降は活動量においてプラスチック資源回収量を控除
その他ガス	—		—	【ハイドロフルオロカーボン類】 法規制強化の影響により2022年度にハイドロフルオロカーボン類の排出量が減少に転じたことから、2022年度の実績レベルを維持すると予測し、推計 【その他】 近年の傾向から横ばいのまま推移すると予測し、推計

（3）エネルギー使用量・温室効果ガス排出量の現状

部門別エネルギー消費量の推移

2008（平成20）年度以降、墨田区のエネルギー消費量は減少傾向で、2022（令和4）年度は、11,401TJとなっており、部門別に見ると運輸部門、業務部門、産業部門が減少しているのに対し、家庭部門は増減を繰り返しながら、ほぼ横ばいで推移しています。

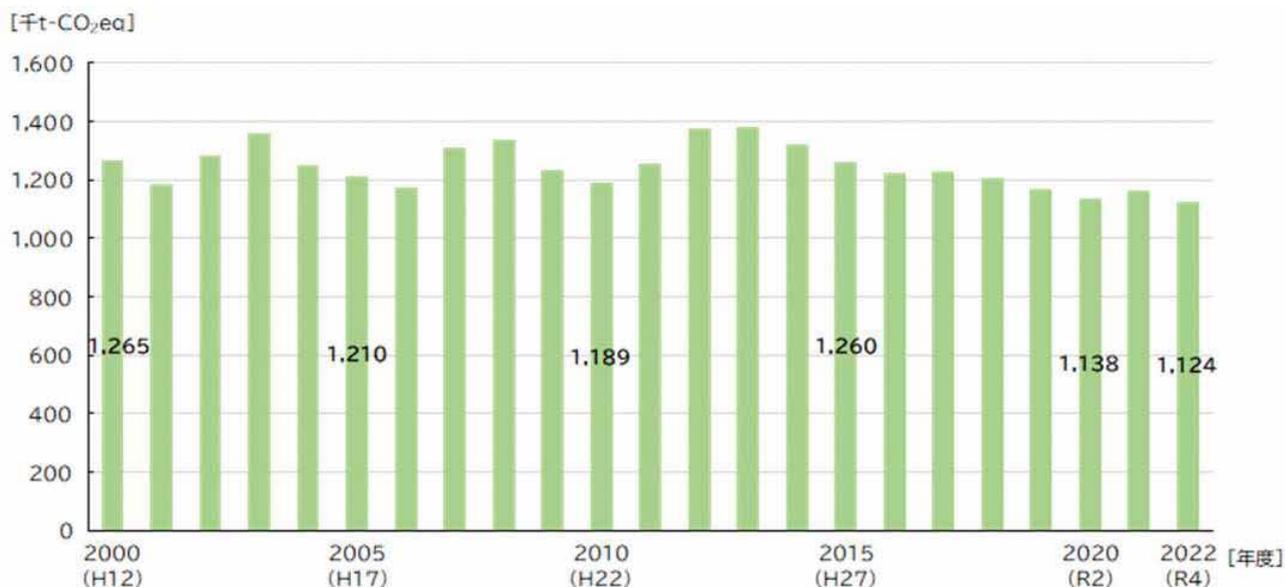


※小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

出典：特別区の温室効果ガス排出量（みどり東京・温暖化防止プロジェクト）

温室効果ガス排出量の推移

墨田区の温室効果ガス排出量は、2013（平成25）年度以降、減少傾向にあり、2022（令和4）年度は、1,124千t-CO₂eqと、2000（平成12）年度に比べて約11%減少しています。



※小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

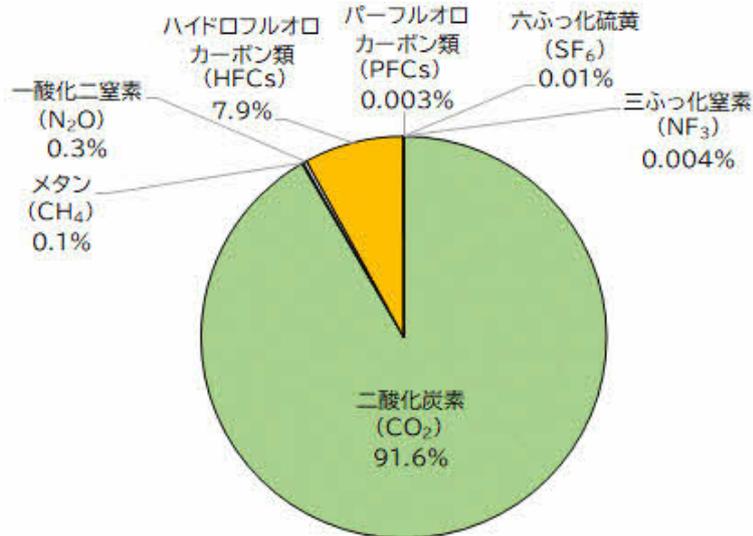
出典：特別区の温室効果ガス排出量（みどり東京・温暖化防止プロジェクト）





温室効果ガス種別の状況

2022（令和4）年度に墨田区から排出された温室効果ガスの種類を見ると、CO₂が全体の91.6%を占めています。

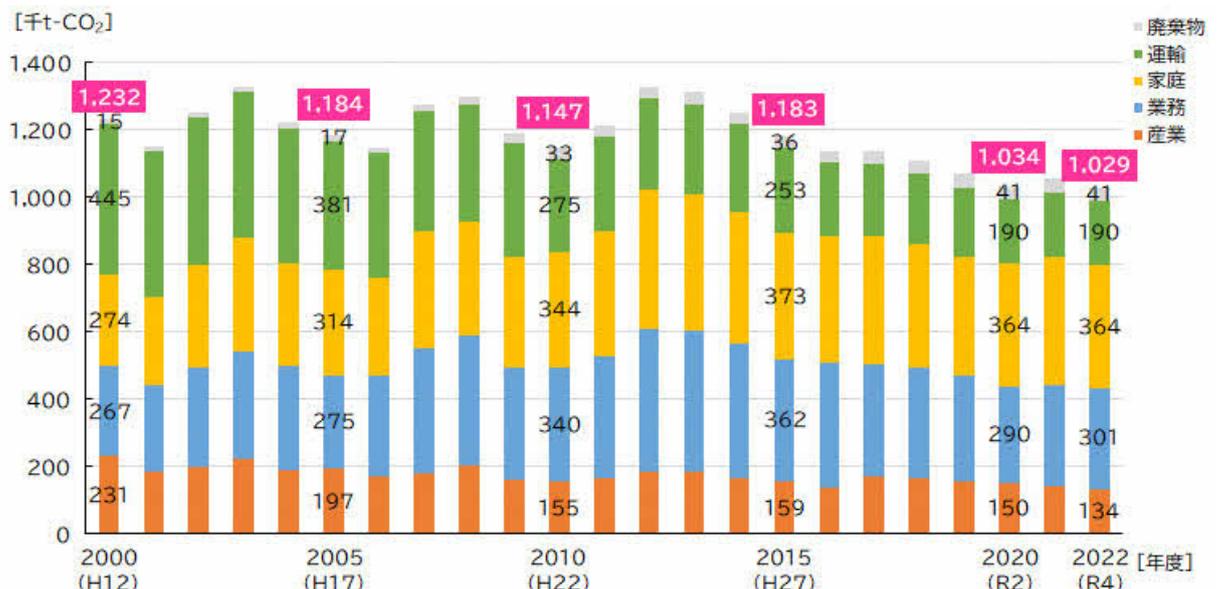


出典：特別区の温室効果ガス排出量（みどり東京・温暖化防止プロジェクト）

部門別 CO₂ 排出量の推移

温室効果ガスの91.6%を占めるCO₂の内訳を見ると、産業部門と運輸部門は2000（平成12）年度から減少傾向が見られている一方、業務部門と家庭部門は、2012（平成24）年度までは増加傾向にあり、その後は緩やかに減少し、直近ではほぼ横ばいとなっています。

2022（令和4）年度は、2000（平成12）年度に比べて、家庭部門が33%増加、業務部門が13%増加となっています。なお、廃棄物が2008（平成20）年度以降増加しているのは、廃プラスチック類のサーマルリサイクルの実施が主な要因です。

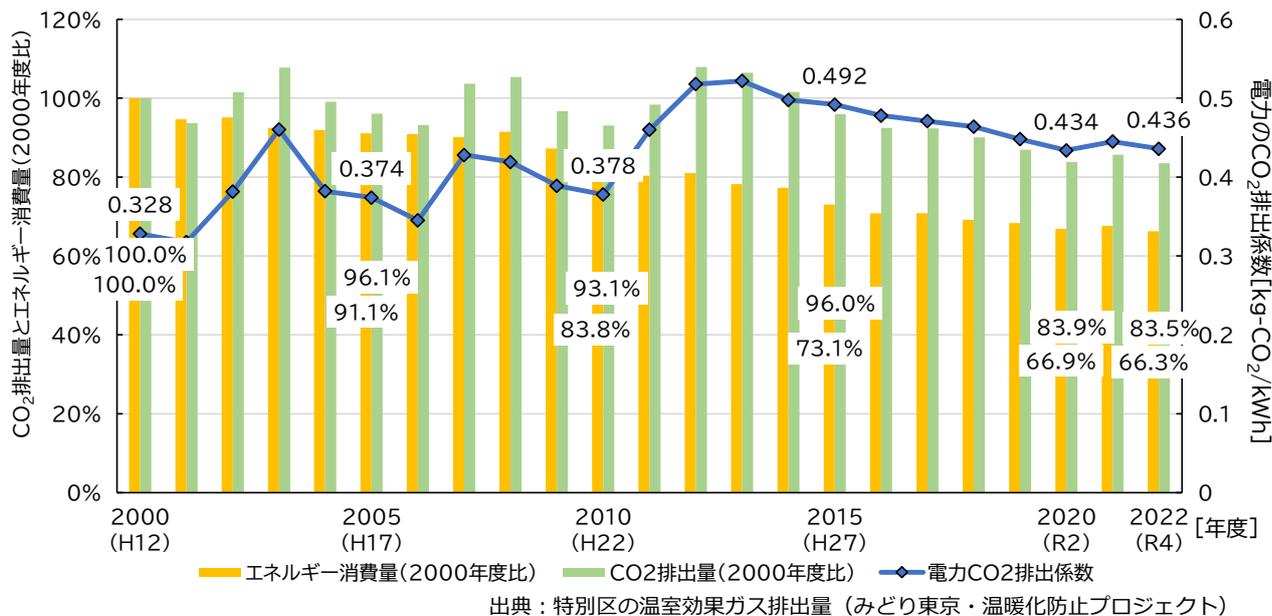


※小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

出典：特別区の温室効果ガス排出量（みどり東京・温暖化防止プロジェクト）

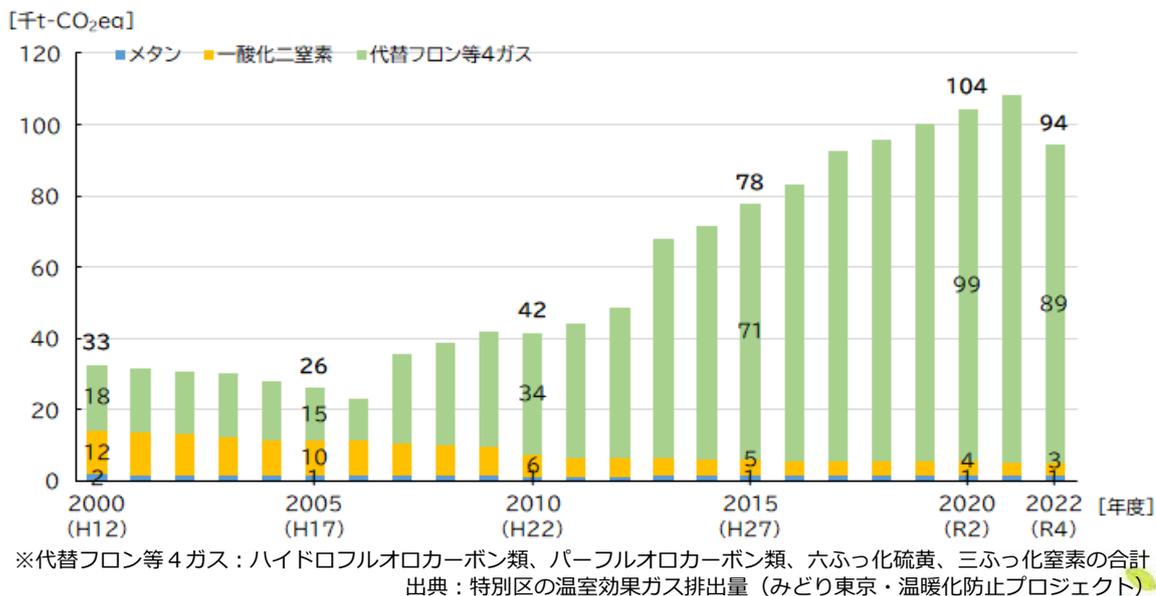
電力のCO₂排出係数の推移

墨田区のエネルギー消費量は減少傾向にあります。CO₂排出量は、2011（平成23）年度から2012（平成24）年度に一度増加する等、エネルギー消費量とCO₂排出量の推移は異なっています。これは、電力のCO₂排出係数の変化が主な要因であり、2011（平成23）年度の東日本大震災以降、火力発電の占める割合が増加したため、電力のCO₂排出係数が上昇したことが影響しています。電力のCO₂排出係数は、太陽光発電や風力発電等の再生可能エネルギーの割合が増加していることもあり、近年は低下する傾向にあります。



CO₂以外の温室効果ガス排出量の推移

CO₂以外の温室効果ガス排出量は、2006（平成18）年度から2021（令和3）年度まで増加傾向が見られましたが、2020（令和2）年の法律改正によるフロン類の排出抑制の取組強化により、2022（令和4）年度は代替フロン等4ガスの排出量が減り、全体としても排出量が減っています。



(4) 温室効果ガスとエネルギー消費量の削減見込量

2035年度までに温室効果ガス排出量を60%削減（2000年度比）するための、部門ごとの削減見込量は以下のとおりです。

2035年度の削減見込量

温室効果ガス排出量の部門ごとの削減見込量

単位：千t-CO₂eq

ガス種別/部門	2000年度 排出量 【基準値】	2035年度 排出量 【目標値】	基準値からの削減量						
			現状すう勢 (対策継続) 分	排出係数 改善分	対策強化分	内訳			
						国や東京都 との連携 による削減	墨田区独自 の取組 による削減		
CO ₂	産業部門	231.4	41.9	-189.5	-140.7	-17.3	-31.6	-30.2	-1.4
	業務部門	266.8	77.4	-189.4	-45.8	-44.3	-99.3	-92.0	-7.3
	家庭部門	274.3	176.0	-98.3	89.4	-84.6	-103.0	-90.0	-13.0
	運輸部門	445.0	101.7	-343.3	-317.0	-9.0	-17.4	-15.4	-2.0
	廃棄物部門	14.8	27.0	12.2	30.6		-18.4	-15.4	-3.0
	計	1,232.3	424.0	-808.3	-383.4	-155.1	-269.7	-243.0	-26.7
その他ガス	32.6	82.0	49.4	61.7		-12.3	-12.3	0.0	
合計	1,264.9	506.0	-758.9	-321.8	-155.1	-282.0	-255.3	-26.7	

※小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

エネルギー消費量の部門ごとの削減見込量

単位：TJ

部門	2000年度 消費量 【基準値】	2035年度 消費量 【目標値】	基準値からの削減量					
			現状すう勢 (対策継続) 分	排出係数 改善分	対策強化分	内訳		
						国や東京都 との連携 による削減	墨田区独自 の取組 による削減	
産業部門	3,190	666	-2,524	-2,180		-344	-328	-16
業務部門	3,619	1,293	-2,326	-1,292		-1,034	-957	-77
家庭部門	3,836	3,245	-591	317		-908	-760	-148
運輸部門	6,541	1,432	-5,110	-4,884		-226	-200	-26
合計	17,187	6,637	-10,550	-8,038		-2,512	-2,245	-267

※小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

再生可能エネルギー（太陽光発電）導入目標

再生可能 エネルギーの種類	導入形態	2024年度		2035年度目標（累計）	
		導入容量 (kW)	年間発電量 (MWh)	導入容量 (kW)	年間発電量 (MWh)
太陽光発電	産業・業務	1,113	1,426	4,451	5,706
	戸建て住宅	4,847	6,213	21,810	27,957
	集合住宅			26,460	33,919
	合計	5,959	7,639	52,721	67,582

※小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

※目標値の設定にあたっては、産業・業務用では2024年度の導入率4倍、戸建て住宅では4.5倍、集合住宅では導入率増加を想定しています。

国や東京都との連携による削減見込量

国や東京都と連携した対策により、削減される見込みがあるエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量は、以下のとおりです。

【削減見込量算出方法】

「地球温暖化対策計画」（2021（令和3）年10月22日閣議決定）における対策の削減量の根拠に基づき、国全体の削減見込量を国に対する墨田区の活動量指標等により按分し、墨田区の削減見込量を算出した。

$$\text{墨田区の削減見込量} = \text{国の削減見込量} \times \frac{\text{対策に係る活動量指標（墨田区）}}{\text{対策に係る活動量指標（国）}}$$

※小数点第3位以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

産業部門

No.	対策区分	具体的な対策	排出削減見込量 [t-CO ₂ eq] 【2022年度⇒2035年度】
1	省エネ機器	高効率空調の導入	248.64
2	省エネ機器	高効率産業ヒートポンプの導入	2,034.19
3	省エネ機器	産業用照明の導入	2,860.26
4	省エネ機器	産業用モータ・インバーターの導入	9,196.86
5	省エネ機器	高性能ボイラーの導入	1,704.34
6	省エネ機器	コージェネレーションの導入	3,962.68
7	省エネ機器	ハイブリッド建機等の導入	712.54
8	省エネ行動	複数業者間の連携による省エネルギーの取組の推進	303.03
9	省エネ機器	燃料転換の推進	819.73
10	省エネ建築	FEMSを利用した徹底的なエネルギー管理の実施	2,340.33
11	省エネ建築	建築物の省エネルギー化（新築）	3,923.83
12	省エネ建築	建築物の省エネルギー化（改修）	1,379.17
13	省エネ建築	ヒートアイランド対策による熱環境改善を通じた都市の脱炭素化（屋上緑化）	2.76
14	再エネ導入	再生可能エネルギー発電設備の導入	712.30
合計			30,200.65





■ 業務部門

No.	対策区分	具体的な対策	排出削減見込量 [t-CO ₂ eq] 【2022年度⇒2035年度】
1	省エネ機器	高効率空調の導入	986.17
2	省エネ機器	コージェネレーションの導入	15,717.13
3	省エネ行動	複数業者間の連携による省エネルギーの取組の推進	1,201.90
4	省エネ機器	燃料転換の推進	3,251.29
5	省エネ建築	建築物の省エネルギー化（新築）	15,563.04
6	省エネ建築	建築物の省エネルギー化（改修）	5,470.18
7	省エネ建築	ヒートアイランド対策による熱環境改善を通じた都市の脱炭素化（屋上緑化）	10.94
8	省エネ機器	業務用給湯器の導入	3,024.43
9	省エネ機器	高効率照明の導入	12,764.87
10	省エネ機器	トップランナー制度等による機器の省エネ性能向上	19,302.98
11	省エネ建築	BEMSの活用、省エネルギー診断等を通じた徹底的なエネルギー管理の実施	13,076.21
12	省エネ機器	物流施設の低炭素化の推進	145.24
13	省エネ行動	クールビズの実施徹底の促進	257.97
14	省エネ行動	ウォームビズの実施徹底の促進	102.30
15	再エネ導入	再生可能エネルギー発電設備の導入	1,093.62
合計			91,968.27

■ 家庭部門

No.	対策区分	具体的な対策	排出削減見込量 [t-CO ₂ eq] 【2022年度⇒2035年度】
1	省エネ住宅	新築住宅における省エネ基準適合の推進 ※住宅の省エネルギー化（新築）	12,248.58
2	省エネ住宅	既存住宅の断熱改修の推進 ※住宅の省エネルギー化（改修）	4,405.54
3	省エネ機器	高効率給湯機の導入	17,385.09
4	省エネ機器	高効率照明の導入	11,418.84
5	省エネ機器	トップランナー制度等による機器の省エネ性能向上	8,917.76
6	省エネ住宅	HEMS・スマートメーター・スマートホームデバイスの導入や省エネ情報提供を通じた徹底的なエネルギー管理の実施	11,195.60
7	省エネ行動	クールビズの実施徹底の促進	150.14
8	省エネ行動	ウォームビズの実施徹底の促進	695.40

9	省エネ行動	家庭エコ診断	94.83
10	再エネ導入	再生可能エネルギー発電設備の導入	23,489.87
合計			90,001.66

■ 運輸部門

No.	対策区分	具体的な対策	排出削減見込量 [t-CO ₂ eq] 【2022年度⇒2035年度】
1	省エネ機器	次世代自動車の普及、燃費改善	7,606.49
2	省エネ機器	高度道路交通システム (ITS) の推進 (信号機の集中制御化)	49.34
3	省エネ機器	交通安全施設の整備 (信号機の改良・プロファイル (ハイブリッド化))	26.12
4	省エネ機器	環境に配慮した自動車使用等の促進による自動車運送事業等のグリーン化	29.31
5	省エネ行動	公共交通機関の利用促進	1,784.21
6	省エネ運用	地域公共交通利便増進事業を通じた路線効率化	25.22
7	省エネ行動	自転車の利用促進	81.27
8	省エネ運用	トラック輸送の効率化	3,424.91
9	省エネ運用	共同輸配送の推進	9.58
10	省エネ行動	宅配便再配達削減の促進	4.93
11	省エネ機器	ドローン物流の社会実装	18.87
12	省エネ行動	エコドライブ	1,831.46
13	省エネ行動	カーシェアリング	536.96
合計			15,428.67

■ 廃棄物部門

No.	対策区分	具体的な対策	排出削減見込量 [t-CO ₂ eq] 【2022年度⇒2035年度】
1	省エネ行動	プラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルの推進	99.02
2	省エネ行動	バイオマスプラスチック類の普及	3,337.94
3	省エネ行動	廃棄物焼却量の削減	10,221.44
4	省エネ行動	廃油のリサイクルの促進	1,117.97
5	省エネ行動	食品ロス対策	632.45
合計			15,408.82





■ その他ガス

No.	対策区分	具体的な対策	排出削減見込量 [t-CO ₂ eq] 【2022 年度⇒2035 年度】
1	フロン対策	ガス・製品製造分野におけるノンフロン・低GWP化の推進	2,888.96
2	フロン対策	業務用冷凍空調機器の使用時におけるフロン類の漏えい防止	5,070.51
3	フロン対策	業務用冷凍空調機器からの廃棄時等のフロン類の回収の促進	3,985.66
4	フロン対策	廃家庭用エアコンのフロン類の回収・適正処理	344.85
合計			12,289.98

5 用語集

【お行】

ウェルビーイング

世界保健機関（WHO）が1946年設立時にWHO憲章において「健康」を定義づける言葉として使われたのが始まりとされている。

近年、国も満足度・生活の質を表す指標として導入を進めており、環境分野でも「第六次環境基本計画」の中でウェルビーイング（高い生活の質）の実現を目指すことを示している。（P24 コラムも参照）

エコチューニング

脱炭素社会の実現に向けて、業務用等の建築物から排出される温室効果ガスを削減するため、建築物の快適性や生産性を確保しつつ、設備機器・システムの適切な運用改善等を行うこと。

エコチューニングにおける運用改善とは、エネルギーの使用状況等を詳細に分析し、軽微な投資で可能となる削減対策も含め、設備機器・システムを適切に運用することにより温室効果ガスの排出削減等を行うことをいう。

エコドライブ

不要なアイドリングや空ぶかし、急発進、急加速、急ブレーキ等の行為をやめる、余分な荷物を載せない等、環境負荷の軽減に配慮した自動車の使用で、燃料消費量やCO₂排出量を減らし、地球温暖化防止につながる取組。

エコロジカルネットワーク

生きものが生息・生育する様々な空間（緑地・水辺等）がつながる生態系ネットワークのこと。（P58 コラムも参照）

温室効果ガス

大気中のCO₂やメタン（CH₄）等のガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがある。これらのガスを温室効果ガスといい、地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFC_s）、パーフルオロカーボン類（PFC_s）、六ふっ化硫黄（SF₆）、三ふっ化窒素（NF₃）の7種類としている。

【か行】

カーボン・オフセット

日常生活や経済活動において避けることができない温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方。

カーボンクレジット

省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用によるCO₂等の排出削減量や、適切な森林管理によるCO₂等の吸収量をクレジットとして取引すること。制度としては国がクレジット認証するJ-クレジットがある。

カーボンニュートラル

CO₂を始めとする温室効果ガスの排出量から、森林等による吸収量を差し引いてゼロを達成することを意味する。ゼロカーボン、ゼロエミッションということもある。（P8 コラムも参照）

海洋プラスチックごみ

ポイ捨てや屋外に放置されたプラスチックごみが、雨や風に流され河川等を経由して海域に流出し、海岸や海底にたまったり、水中を浮遊しているごみのこと。生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下、船舶航行の障害、漁業や観光への影響等、様々な問題を引き起こしている。

海域に流出したプラスチックは、マイクロプラスチックと呼ばれる微細片となり、漂流の過程で汚染物質が表面に吸着することから、有害な化学物質が食物連鎖に取り込まれることによる生態系への影響が懸念されている。

外来種

国外や国内の他地域から人為的（意図的又は非意図的）に移入されることにより、本来の分布域を越えて生息又は生育することとなる生物種。

外来種のうち、生態系や農林水産業、または人の健康に大きな被害を及ぼすもののことを「侵略的外来種」と呼ぶ。2015（平成27）年3月に「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）」が策定され、日本



及び海外等での生態系等への被害状況を踏まえ、日本における侵略性を評価し、リスト化された。(P59 コラムも参照)

化石燃料

動物や植物の死骸が地中に堆積し、長い年月の間に変成してできた有機物の燃料のことで、主なものに、石炭、石油、天然ガス等がある。化石燃料を燃焼すると、地球温暖化の原因とされる CO₂ 等が発生する。また、埋蔵量に限りがあり、有限な資源である。

環境基準

環境基本法第 16 条の規定に基づき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定めるもの。大気、水、土壌、騒音の「維持されることが望ましい基準」であり行政上の目標として定められるもの。

環境基本計画

環境基本法第 15 条に基づき、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めるもの。2024 (令和 6) 年に第六次計画が閣議決定された。

「第六次環境基本計画」は第五次環境基本計画の「循環共生型社会」の考え方を継承しつつ、環境保全を通じた「ウェルビーイング/高い生活の質」の実現を目指し、地域循環共生圏の構築による新たな成長等を掲げている。

環境基本法

環境の保全の基本理念、各主体の責務、基本的施策、組織等を定めた法律。環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的としている。

環境負荷

人の活動により環境に加えられる影響で、環境を保全する上で支障をきたすおそれのあるもの。

緩和策

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を削減し(または植林等によって吸収量を増加させる)気候変動を抑制するための対策。「緩和策」に対して、地球温暖化の影響による被害を抑える対策を「適応策」という。

気候変動

地球全体の気温、降水量、気象パターン等の長期的な変化のこと。気候変動の影響は、農業、水環境、自然生態系、自然災害、人間の健康等、多岐にわたる分野に及び、特に、近年は極端な大雨や猛暑等の異常気象が世界各地で頻発しており、その影響が深刻化している。

気候変動適応法

気候変動への適応の推進を目的として 2018 (平成 30) 年に制定された法律。

気候変動適応に関する計画の策定、気候変動適応影響及び気候変動適応に関する情報の提供、熱中症対策の推進等気候変動適応を推進し、国民の健康や生活の確保に寄与することを目的としている。

クーリングシェルター

熱中症対策強化のため、冷房施設を有する施設をクーリングシェルター(指定暑熱避難施設)として指定し、だれでも気軽に暑さをしのぐために利用できる場所や施設のこと。

グリーンインフラ

自然環境が有する多様な機能(生きものの生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等)を積極的に活用して、地域の魅力・居住環境の向上や防災・減災等の多様な効果を得ようとする考え方及びその取組のこと。

グリーン電力証書

自然エネルギー等で発電された電力の環境価値(CO₂削減等)を「証書」として取引すること。グリーン電力証書を活用することで、再生可能エネルギーを直接利用せずに、その環境価値を活用し、省エネや環境保全に貢献できる。

コージェネレーションシステム

コージェネレーション(熱電併給)は、天然ガス、石油、LP ガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収・利用することで省エネ効果が高くなるシステム。コジェネとも略する。

【さ行】

再生可能エネルギー

太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどの再生可能エネルギー源を利用

することにより生じるエネルギーの総称。
永続的に利用でき、温室効果ガスを発生させない。

次世代自動車

運輸部門からの CO₂ 削減のため、電気自動車 (EV)、ハイブリッド自動車 (HV)、プラグインハイブリッド自動車 (PHV)、燃料電池自動車 (FCV)、クリーンディーゼル車等を「次世代自動車」として国が定めている。「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」で 2035 年までに乗用車の新車販売で電動車 (EV、FCV、PHEV、HV) 100%を実現する目標を掲げている。

自然共生社会

「自然の仕組みを基礎とする真に豊かな社会をつくる」を理念とし、豊かな生物多様性に支えられた健全な生態系が確保され、その恵みを持続可能に利用することにより、生物多様性の回復と事業活動の両立が確保された、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会のこと。

自然再興 (ネイチャーポジティブ)

自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。ネイチャーポジティブの実現には、自然保護だけを行うものではなく、社会・経済全体を生物多様性の保全に貢献するよう変革が必要であり、多様な主体による取組や参画も重要視されている。

持続可能な開発目標 (SDGs)

持続可能な開発目標 (SDGs: Sustainable Development Goals) とは、2001 年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) (極度の貧困と飢餓の撲滅等、2015 年までに達成すべき開発分野における国際社会共通の 8 つの目標) の後継として、2015 年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標である。

17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っている。

SDGs の 17 のゴールは相互に関係しており、経済面、社会面、環境面の課題を統合的に解決することや、1 つの行動によって複数の側面における利益を生み出す多様な便益 (マルチベネフィット) を目指すという特徴を持っている。

循環型社会

天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会のこと。従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」に代わり、今後目指すべき社会像として、2000 (平成 12) 年に制定された、循環型社会形成推進基本法で定義されている。

循環型社会形成推進基本法

2000 (平成 12) 年に制定された、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用、適正処分を通じて、資源の循環的利用を促進し、環境負荷の低減を目指すことを目的とした法律。処理の優先順位 (発生抑制→再使用→再生利用→熱回収→適正処分) を初めて法定化し、循環型社会の形成に向け、国、地方公共団体、事業者及び国民の役割を明確化している。

循環経済 (サーキュラーエコノミー)

従来の 3R の取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑制等を目指すもの。

省エネルギー

エネルギーを消費していく段階で、無駄なく・効率的に利用し、エネルギー消費量を節約すること。

食品ロス

売れ残りや期限切れの食品、食べ残し等、本来食べられるのに廃棄されている食品のこと。

自立分散型エネルギー

地域や建物単位でエネルギーを自給自足する仕組みで、太陽光や風力等の再生可能エネルギーや蓄電池を活用し、エネルギーの地産地消を実現するもの。大規模停電時でも電力供給が可能で、災害時のレジリエンス向上に寄与する。

生態系

空間に生きている生物 (有機物) と、生物を取り巻く非生物的な環境 (無機物) が相互に関係しあって、生命 (エネルギー) の循環をつくりだしているシステムのこと。

空間とは、地球という巨大な空間や、森林、草原、湿原、湖、河川等のひとまとまりの空間を表し、例えば、森林生態系では、森林に生活する植物、昆虫、脊椎動物、土壌動物等あらゆる生物と、水、空気、土壌等の非生物



が相互に作用し、生命の循環をつくりだすシステムが保たれている。

生物多様性

生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。特有の個性を持つ様々な生きものが、様々な異なる環境の中で、互いの個性を活かしながら直接的・間接的につながり、支えあっていることで、たくさんの種類の生きものがいるだけでなく、様々な環境があること、そして同じ種類の生きものの中でも様々な遺伝子があることとされている。

生物多様性条約等一般には、

- ・ 様々な生物の相互作用から構成される様々な生態系の存在 = 生態系の多様性
- ・ 様々な生物種が存在する = 種の多様性
- ・ 種は同じでも、持っている遺伝子が異なる = 遺伝子の多様性

という3つの階層で多様性を捉え、それぞれ保全が必要とされている。

生物多様性基本法

2008（平成20）年に制定された、生物多様性の保全及び持続可能な利用について基本原則、各主体の責務、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策の基本となる事項を規定した法律である。生物多様性に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、生物多様性から得られる恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的とする。

【た行】

太陽光発電

太陽の光エネルギーを太陽電池により直接電気に変換する発電方法のこと。

脱炭素（社会）

地球温暖化の原因となるCO₂を始めとする温室効果ガスをなくして「ゼロ」にすること。また、それを目指す社会のこと。

脱炭素経営

事業所から排出される温室効果ガスを実質ゼロに近づけ、カーボンニュートラルを目指すこと。国内外において、事業者の格付けや投資家及び消費者からの信用・支援の基準としても注目されており、これらは大企業のみでなく、サプライチェーン全体として取り組むことが必要とされている。

地域冷暖房

一定地域の建物群に熱源システム（熱源プラント）で製造した冷水や温水、蒸気を地

域導管を通じて供給し、冷房や暖房、給湯を行うシステム。エネルギーの効率的利用やCO₂排出量削減等が期待できる。

地球温暖化

地球の気候系の平均気温が長期的に上昇する気象現象のこと。自然のサイクルの自然変動と、人為起源によるものがある。20世紀半ば以降の温暖化は人為起源の温室効果ガスが主な原因とされている。

地球温暖化対策計画

地球温暖化対策の推進に関する法律第8条に基づき、総合的かつ計画的に地球温暖化対策を推進するため、温室効果ガスの排出抑制・吸収の目標、事業者・国民等が講ずべき措置に関する具体的事項、目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策等について国が定める計画。

地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）

国連気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）で採択された「京都議定書」を受け、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた法律で1998（平成10）年に公布された。地球温暖化対策に関して国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、地球温暖化対策に関する基本方針を定めることにより対策の推進を図り、現在そして将来の国民の健康で文化的な生活の確保、人類の福祉への貢献を目的としている。

適応策

気候変動の影響に対し自然・人間システムを調整することにより、被害を防止・軽減し、あるいはその便益の機会を活用すること。既に起こりつつある影響の防止・軽減のために直ちに取るべき短期的施策と、予測される影響の防止・軽減のための中長期的施策がある。

デコ活

CO₂を減らす（DE）脱炭素（Decarbonization）と、環境に良い（Eco）を含む“デコ”と活動・生活を組み合わせた新しい言葉。（P46 コラム参照）

デング熱

熱帯・亜熱帯に生息するデングウイルスを持った蚊に刺されることによって生じる感染症の一種。発熱、頭痛、筋肉痛、関節痛や皮膚の発疹等が主な症状。地球温暖化が進むことにより、日本国内でも流行することが懸念されている。

【な行】

熱中症特別警戒アラート

熱中症の危険性に対する「気づき」を促すことを目的として、気象庁と環境省が共同で発表する情報。

【は行】

バイオマス発電

動植物から生まれた再生可能な有機性資源を「直接燃焼」したり「ガス化」する等して発電すること。バイオマスには家畜排泄物や生ごみ、木くず、もみがら等がある。

パリ協定

2015（平成 27）年 12 月にフランス・パリで開催された「国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）」において採択された「京都議定書」以降の新たな地球温暖化対策の法的枠組みとなる協定。

世界共通の長期目標として、地球の気温上昇を「産業革命前に比べ 2℃よりも十分低く」抑え、「1.5℃未満に抑えるための努力をする」、「主要排出国を含むすべての国が削減目標を 5 年ごとに提出・更新する」、「共通かつ柔軟な方法で、その実施状況を報告し、レビューを受ける」こと等が盛り込まれている。

フードドライブ

家庭や事業所等で余った食品を集めて、フードバンクや福祉団体等に寄付する活動のこと。（本区では家庭から出たもののみ持ち込み可能）

ペロブスカイト（太陽電池）

ペロブスカイト結晶構造（一般式：ABX₃）を持つ化合物を発電層に持つもので、軽くて柔軟であるため、従来のシリコン系太陽電池では重量や厚み等により設置できなかったビルの壁面や耐荷重の小さな屋根等の場所にも設置ができるようになるとして期待されている。次世代型ソーラーセルということもある。

【ま行】

マイ・タイムライン

住民一人ひとりのタイムライン（防災行動計画）であり、台風等の接近による大雨によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整

理し、自ら考え命を守る避難行動のための一助とするもの。

【ら行】

レジリエント

もともとの意味は「弾力」や「回復」といった意味。転じて、困難や脅威に直面している状況への適応力や回復力という意味で用いられる。防災や環境の分野において、想定外の事態に対し社会や組織が機能を速やかに回復する強靭さ、といった意味で使われている。

【英数】

2R（ツアール）

ごみを減らすための環境配慮行動の総称である 3R（スリーアール）（Reduce（リデュース：ごみを減らす）、Reuse（リユース：繰り返し使う）、Recycle（リサイクル：再資源化する））のうち、より重要度が高い Reduce と Reuse の取組のこと。

BOD（ビーオーディー）

生物化学的酸素要求量（Biochemical Oxygen Demand）の略称で、水中の有機物が好気性微生物（バクテリア・プランクトン）によって分解される際に消費される酸素の量であり、水中の有機物による水質汚濁の目安となる。

COP（コップ）

締約国会議（Conference of the Parties）の略称で、環境問題に限らず、多くの国際条約で、加盟国の最高決定機関として設置されている。国連気候変動枠組条約のほか、生物多様性や砂漠化対処条約等の締約国会議があり、開催回数に応じて COP の後に数字が入る。

GX（ジーエックス）

Green Transformation（グリーントランスフォーメーション）の略称で、化石燃料に頼らず、太陽光や水素等自然環境に負荷の少ないエネルギーの活用を進めることで CO₂ 排出量を減らそう、また、そうした活動を経済成長の機会にするために世の中全体を変革していこうという取組。

Renewable（リニューアブル）

「再生可能な」という意味。再生不可能な資源から再生可能資源に置き換えて持続可



能性を高めること。廃棄物になる前の素材の段階から改善しようとする取組のこと。

V2H (ブイツーエイチ)・V2B (ブイツービー)

電気自動車 (EV) に蓄えた電力を家庭や事業所で利用するシステムのこと。V2H (Vehicle to Home の略称) は家庭用、V2B (Vehicle to Building の略称) は業務用ビル等である。

利用するためには V2H、V2B 対応の電気自動車、電気自動車に蓄電している直流電力を家庭で使用可能な交流電力に変換する EV 用パワーコンディショナーが必要となる。

第三次すみだ環境の共創プラン

THE THIRD SUMIDA CITY ENVIRONMENTAL CO-CREATION PLAN

発行
墨田区
資源環境部 環境政策課

〒130 - 8640
東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号

電話
(03) 5608-6209

デザイン監修 千葉大学デザイン・リサーチ・インスティテュート

令和8年3月



ひと、つながる。
墨田区